

笠間市議会教育福祉委員会記録

令和6年3月4日 午前10時00分開会

出席委員

委員長	坂本 奈央子 君
副委員長	田村 幸子 君
委員	酒井 正輝 君
〃	鈴木 宏治 君
〃	林 田 美代子 君
〃	村上 寿之 君

欠席委員

委員	大貫 千尋 君
----	---------

出席説明員

保健福祉部長	下条 かをる 君
福祉事務所長	堀内 信彦 君
市立病院事務局長	木村 成治 君
高齢福祉課長	金木 和子 君
高齢福祉課長補佐	伊藤 浩 君
高齢福祉課G長	増 渕 由美子 君
高齢福祉課G長	金久保 純子 君
地域包括支援センター長	久保田 真智子 君
地域包括支援センター長補佐	重原 裕美 君
高齢福祉課主査	浅川 啓子 君
子ども福祉課長	根本 由美 君
子ども福祉課長補佐	宮本 隆 君
子ども福祉課G長	安齋 由香 君
保険年金課長	町田 健一 君
保険年金課長補佐	豊田 信雄 君
保険年金課G長	飯田 弘子 君
経営管理課長	斎藤 直樹 君
経営管理課主査	橋本 太郎 君

出席議会事務局職員

係	長	神 長 利 久
係	長	上 馬 健 介

議 事 日 程

令和 6 年 3 月 4 日（月曜日）

午前 10 時 00 分開会

1 開会

2 案件

（1）付託案件の審査

- ・議案第 9 号 笠間市介護保険条例の一部を改正する条例について
- ・議案第10号 笠間市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について
- ・議案第11号 笠間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- ・議案第12号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について
- ・議案第23号 令和 5 年度笠間市立病院事業会計資本金の額の減少について

（2）その他

午前 10 時 00 分開会

○坂本委員長 教育福祉委員会の委員の皆様並びに執行部の方々におかれましては、本日の委員会に御出席を賜りまして、ありがとうございます。

ただいまの出席委員は 6 名であります。欠席委員は大貫委員でございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから教育福祉委員会を開会いたします。

本日の議案説明のために出席を求めた者は、資料のとおりであります。

また、議会事務局より神長係長、上馬係長が出席しております。

本日の会議の記録は、上馬係長にお願いします。

本日は、傍聴として石井議員、川村議員が参加されておりますので、御報告いたします。

○坂本委員長 これより議事に入ります。

本日の案件は、今期定例会において当委員会に付託になりました議案の審査であります。

審査は、審査日程表により課別、議案別に行います。

初めに、高齢福祉課が所管いたします議案第 9 号 笠間市介護保険条例の一部を改正する条例についての審査を行います。

提案者の説明を求めます。

高齢福祉課長金木和子君。

○金木高齢福祉課長 議案第9号 笠間市介護保険条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

この条例は、介護保険法施行令の一部改正及び第9期介護保険事業計画に基づき、所要の改正をするものでございます。

改正の主な内容につきまして、新旧対照表により御説明申し上げます。

5ページを御覧願います。

第4条、保険料率では、第1項で、令和6年度から令和8年度までの保険料額について規定し、第1号から第13号において、所得に応じた保険料区分を第10段階から第13段階に改めるものでございます。

6ページを御覧ください。

第9号では、介護保険料区分第9段階の合計所得金額の範囲を320万円以上420万円未満に改めるものでございます。

続きまして、7ページを御覧願います。

第10段階の合計所得金額の範囲を420万円以上520万円未満に改め、第11段階を520万円以上620万円未満に改め、第12段階を620万円以上720万円未満に改め、第13段階を720万円以上に改めるものでございます。

次に、8ページを御覧願います。

第2項から第4項では、保険料区分第1段階から第3段階までの低所得者に対する保険軽減措置後の保険料額を改めるものでございます。

次に、第6条第3項では、年度途中で所得段階が替わる場合の年額保険料の算出方法について定めておりますが、そこに第11段階以降を加えるものでございます。

次に、4ページにお戻り願います。

附則第1項で、この条例の施行期日を令和6年4月1日からとするものでございます。

第2項では、経過措置として、令和5年度以前の年度分の保険料については従前の例によるものとするものでございます。

以上で議案第9号の説明を終わります。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

鈴木委員。

○鈴木宏治委員 介護保険制度が始まって23年がたって、今回、徐々に上がっていきながら低所得者に関しては安くなって、320万円以上だったものが、今度上に4段階できて、介護保険対象者であっても高額収入がある方に関しては負担を少し多めにお願いしていきながら、2040年度ぐらいをめどに上げていくという国の施策にのっとった形での今回の

料率の改定という形でよろしいのでしょうか。

○坂本委員長 金木課長。

○金木高齢福祉課長 そのとおりでございます。

○鈴木宏治委員 分かりました。ありがとうございます。

○坂本委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終結します。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 ただいま異議ありとの声がありましたので、本件は挙手により採決を行いたいと思います。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○坂本委員長 挙手多数であります。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

引き続き、議案第10号 笠間市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についての審査を行います。

提案者の説明を求めます。

高齢福祉課長金木和子君。

○金木高齢福祉課長 議案第10号 笠間市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本条例は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部の改正に基づき、第1条から第4条まで関連する4条例につきまして所要の改正をするものでございます。

本改正の主なものにつきまして、新旧対照表により御説明いたします。

初めに、25ページを御覧願います。

笠間市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。

第7条について、定期巡回随時対応型訪問介護看護において、管理者が兼務できる事業

所の範囲を同一敷地内の他の事業所、施設等に限定しないこととしたため文言の削除をしております。こちらは、四つの条例で定める全てのサービスにおいて同様の改正をしております。

続いて、第24条、ページを送っていただき、26ページ、第8号において、身体的拘束等の適正化のための委員会設置、指針の整備、研修の実施を義務化いたしました。以下、予防を含む全ての多機能系サービスにおいて同様の改正をしております。

続いて、第34条第3項において、事業所の運営規定等の重要事項について、インターネット上で情報を閲覧できるようウェブサイトへの掲載を義務化する旨を追加いたしました。こちら、四つの条例の全てのサービスにおいて同様の改正をしております。

続いて、第42条第5号において、利用者の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束等を禁止し、身体的拘束等を行う場合の記録を義務化いたしました。こちらにつきましても、四つの条例全ての訪問系、通所系サービスで同様の改正をしております。

次に、34ページを御覧願います。

第83条において、小規模多機能型居宅介護について、管理者が兼務可能なサービスを限定しないこととしたため文言を削除いたしました。

続いて、35ページを御覧願います。

第106条の2において、利用者の安全や介護サービスの質の確保、職員の負担軽減に資する方策を検討するため委員会の設置を義務化いたしました。以下、予防を含む複合型入所系のサービスで同様の改正をしております。

続きまして、37ページを御覧願います。

第125条において、医療機関との連携体制の強化と新興感染症発生時の対応についての規定を追加いたしました。以下、予防を含む入所系サービスで同様の改正をしております。

次に、44ページを御覧願います。

第172条において、地域密着型介護老人福祉施設について、緊急時等における対応方法について配置医師及び協力医療機関の協力を得ることを定め、1年に1回以上対応方法の見直しを行うことを義務化いたしました。

続きまして、46ページを御覧願います。

第187条において、ユニット型施設の管理者に、ユニットケア施設管理者研修受講を努力義務化いたしました。

次に、50ページを御覧願います。

二つ目の条例、笠間市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正でございます。資料は57ページまでございますが、こちらは全て地域密着型サービスと同様の改正をするものでございます。

次に、58ページを御覧願います。

三つ目の条例、笠間市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。

第5条では、ケアマネジャー1人当たりの取扱件数を35人以下から44人以下に改め、事務職員を配置した場合の取扱件数は49人以下とすることを追加いたしました。

続いて、59ページを御覧願います。

第7条第3項において、前6月の間に居宅サービス計画に位置づけた各サービスの提供割合等の情報について、利用者に対する説明を努力義務化いたしました。

次に、61ページを御覧願います。

第16号、第15号では、利用者宅への訪問によるモニタリングを2か月に1回でも可能とし、訪問しない月はテレビ電話等を活用したモニタリングを行う旨規定いたしました。

次に、63ページを御覧願います。

四つ目の条例、笠間市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正でございます。

第5条では、これまで介護予防支援の指定を受けることができるのは地域包括支援センターのみとされてきましたが、居宅介護支援事業者が指定を受けることを可能といたしました。

次に、67ページを御覧願います。

第33条第29号において、市から情報提供の求めがあった場合は、介護予防サービス計画の実施状況を市に情報提供することを追加いたしました。その他の改正につきましては、居宅介護支援と同様の改正となるものでございます。

22ページにお戻り願います。

附則といたしまして、第1項で、この条例の施行期日は令和6年4月1日からとするものでございます。

第2項で、重要事項の掲示に係る経過措置を定めております。

以上で議案第10号の説明を終わります。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終結します。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終結します。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前 10 時 13 分休憩

午前 10 時 14 分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、子ども福祉課が所管いたします議案第11号 笠間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての審査を行います。

提案者の説明を求めます。

子ども福祉課長根本由美君。

○根本子ども福祉課長 子ども福祉課の根本でございます。よろしくお願いいたします。

子ども福祉課所管の議案第11号 笠間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、市条例の基準府令である特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準についてもアナログ規制の見直しに関わる改正が行われたことを受け、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、3 ページの新旧対照表により御説明申し上げます。

第5条第2項第2号につきましては、特定教育・保育施設の利用申込みを行った保護者に対して施設の運営規定の概要、職員の勤務体制、利用者が支払いを受けている費用に関する事項などの重要事項を記した文書を交付して説明を行う場合に、新たな情報通信技術の導入、活用に伴って円滑に対応する観点から、特定の記録媒体以外の幅広い使用が可能である旨を明確化するため、磁気ディスクやCD-ROMといった特定の媒体名を削り、媒体の種類を示さない形の抽象的な規定に改正するものでございます。

二つ目としまして、第23条でございます。施設の重要事項の書面揭示の義務づけを見直し、書面揭示に加え、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信、いわゆるインターネットでございますが、こちらを利用して公衆の閲覧に供しなければならないとする改正でございます。

2 ページにお戻り願ひまして、附則といたしまして、本条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終結します。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終結します。

採決いたします。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで、前回の委員会の際、大貫委員のほうから御質問がありましたことにつきまして、子ども福祉課のほうで回答があるということなので、ここで御説明をいただきたいと思えます。

根本課長。

○根本子ども福祉課長 こちらの資料の金額は、あくまでも所管部内の出産費、医療費、保育料についてのみの金額でございます。このほかに子育て支援は全分野にまたがって支援をしておりますので、教育部門や建設のほうの部門とか、そのほかにも支援をしている負担額はありますが、今回は保健福祉部内の金額のみで概算をお示しいたしました。

一番下の最後のところですが、既に市が負担している額が4億1,936万円、さらに全額無償化にした場合の追加の金額が2億462万円、合計が6億2,398万円という数字になっています。

説明は以上です。

○坂本委員長 説明が終わりましたが、ここで何か御質問等があれば、大丈夫ですかね。

○村上寿之委員 本人いないから後で言ったらいいだろう、本人だけ。

○坂本委員長 この資料は、後ほど大貫委員に共有させていただきます。

それでは、以上で子ども福祉課関連の議案については終結といたしますので、入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時20分休憩

午前10時21分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、保険年金課が所管いたします議案第12号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例についての審査を行います。

提案者の説明を求めます。

保険年金課長町田健一君。

○町田保険年金課長 保険年金課の町田です。よろしくお願いいたします。

議案第12号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本案は、令和6年4月1日より茨城県が医療福祉対策要綱等の改正を行い、重度心身障害者の対象範囲を拡充することから所要の改正を行うものです。

内容につきましては、新旧対照表により御説明いたします。

4ページをお開き願います。

第2条第1項第6号の条文に、ただし、65歳以上75歳未満の者で高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号の政令で定める程度の障害の状態にある者にあつて同法の規定による認定を受けた者に限るを加え、併せまして文言整理といたしまして、同法アから、ページを返していただき、5ページのウ、エ及びカまでの各条文中、65歳以上75歳未満の者は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による認定を受けた者に限るを削り、5ページの中段となります同法エの条文中、3級の次に又は4級を加え、同法カの条文中、別表を別表の1に改めるものです。

次に、同法キの条文中、交付された者のうち障害程度が1級の者を、交付された者で精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項の1級に該当する者に改めるものです。

次に、6ページをお開き願います。

同法キの次に、クとケを新たに加え、クでは、身体障害者手帳の交付を受けた者でその障害の程度が3級又は4級に該当し、かつ精神障害保健福祉手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が2級に該当する者と規定し、ケでは、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知能指数が50以下と判断され、かつ精神障害保健福祉手帳の交付を受けた者でその障害の程度が2級に該当する者と規定するものです。

最後に、3ページにお戻り願います。

附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行し、施行日前の診療に係る医療福祉費支給については、なお従前の例によるものとさせていただきます。

以上で議案第12号の説明を終わりにいたします。よろしくお願いいたします。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

鈴木委員。

○鈴木宏治委員 重度心身障害者・障害児の定義は、従来IQは0から35だったと思うのですが、35から50は周辺という形で言っていましたが、それを今回の規定では50以下は重度心身障害者等という形になって、幅広く対応するという形で考えればよろしいのですか。

○坂本委員長 町田課長。

○町田保険年金課長 そのとおりです。

○鈴木宏治委員 分かりました。ありがとうございます。

○坂本委員長 ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終結します。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時25分休憩

午前10時26分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、市立病院が所管いたします議案第23号 令和5年度笠間市立病院事業会計資本金の額の減少についての審査を行います。

提案者の説明を求めます。

経営管理課長斎藤直樹君。

○斎藤経営管理課長 笠間市立病院斎藤です。よろしくお願いいたします。

議案第23号 令和5年度笠間市立病院事業会計資本金の額の減少について説明させていただきます。

タブレット1ページを御覧ください。

本案は、地方公営企業法第32条第4項の規定により、笠間市立病院事業会計資本金11億3,397万3,999円のうち、6億6,623万4,893円を減少し、利益剰余金に振り替えることについて議会の議決を求めるものでございます。

資本金は、事業開始時の運転資金に毎年度資本的経費である施設整備や医療機器購入等

の建設改良費及び企業債の元金償還に対する財源として、国の繰出基準に基づき繰り入れた一般会計からの出資金の額が毎年合算され、計上されているものでございます。資本金を減少し、利益剰余金に振り替えることにより、未処理欠損金を相殺し、実態と乖離した未処理欠損金を解消するものでございます。

資本金及び未処理欠損金ともに、決算書貸借対照表における資金から負債を差し引いた資本の内訳であり、会計上の金額であることから、資本金を減少することによる病院経営への影響はございません。未処理欠損金をなくすことにより、病院の経営状態を的確に把握でき、より分かりやすい決算とするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

村上委員。

○村上寿之委員 未処理欠損金というのは、何がもとで欠損が出ちゃうわけなの。その部分だけ聞かせてもらっていいですか。

○坂本委員長 斎藤課長。

○斎藤経営管理課長 欠損金は、毎年の収入支出、黒字であればプラス、マイナスであれば赤字というふうにその差引きでそれが毎年積み上がるものでございます。ですので、ここ数年については赤字が続いておりますので、その赤字が積み上がったものでございます。

○坂本委員長 村上委員。

○村上寿之委員 結局未処理欠損金というのは、病院の経営の赤字の部分を指しているということですね。今回、利益剰余金に振り替えるということが、その意味がよく分からないのけれども、未処理欠損金を利益剰余金に振り替えるという意味をもっと分かりやすく教えてもらえると助かります。

○坂本委員長 斎藤課長。

○斎藤経営管理課長 今のは未処理欠損金でございますが、そのほかに資本金というのがございます。資本金というのは、毎年の医療費であるとか公用車などを購入したときの一般会計から頂いた繰入金で積み上がったもので、それはいわゆるプラス要因、逆に先ほどの欠損金はマイナス要因、それを決算書の貸借対照の中では差引きをしまして、それで資本の部というのが出るのですけれども、それを差引きしないでというか、既にプラス、マイナスをしてしまってその差額分を資本金、逆に欠損金をゼロ円として現状に合った分かりやすい決算書にしていこうということでございます。

○坂本委員長 村上委員。

○村上寿之委員 みんなは分かるのかもしれないけれども、私は表みたいなのがないとよく分からない。例えばこれ比べるものがないからよく分からない、こういうふうに見ても。そういうものを一緒に示すということとはできないの。

○坂本委員長 暫時休憩します。

午前 10 時 33 分休憩

午前 10 時 34 分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

鈴木委員。

○鈴木宏治委員 多分これ、地域の自主性及び自立を高める中で改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律・第1次一括法により、地方公営企業法の一部改正が平成23年4月28日成立して、今までは資本金の減少が不可能だったものが議決により可能になったというのが平成24年4月1日からだったと思うのですが、なぜ今の時期にこれをやる、今年度やるのか、その理由を教えてください。

○坂本委員長 木村局長。

○木村市立病院事務局長 私のほうから、なぜ平成24年からできるのに今になったかということですが、平成24年当時、市立病院会計は黒字決算が続いておりまして、黒字決算ですので、そのときの累積欠損金、毎年少しずつですが、減少している状況でずっと来ていました。今の新しい病院が平成29年にできまして、それ以降減価償却費等の理由で赤字になっておりまして、平成24年は黒字だったのでやらなかった。今回、前回の全協のほうでもお示ししましたように経営強化プランというのを策定いたしました。経営強化プランを策定しましたので、その段階で一度累積剰余金を解消したいということです。

なぜ赤字になるかということですが、市立病院、令和4年度の決算でお話をしますと、単年度に1,660万円ほどの赤字決算になっていますけれども、これ減価償却費と資産減耗費合わせまして8,800万円ほどございます。この8,800万円につきましては、現金の流れがございませんので、実質的には5,700万円の黒字というような状況だったのです、令和4年度決算で言うと。そうすると、実質的には黒字ですが、決算上は赤字ということで、その赤字の数が増えていってしまうという状況なものですから、今回、経営強化プランを策定したのに合わせて、やらせていただきたいということで議会のほうに提案させていただいた次第でございます。

○坂本委員長 鈴木委員。

○鈴木宏治委員 減価償却費とか減耗費という形で考えると、民間企業の場合だと、当然それは利益から引いていくので同じように赤字になっていくと思うのですが、今回やった一番は、体制の基盤強化をするために数字をきれいにしておいて、これからリスタートというか、また黒字化に向けてやっていくという形の考えで今回提案をされているという形でよろしいのでしょうか。

○坂本委員長 木村局長。

○木村市立病院事務局長 委員のおっしゃるとおりでございます。

○鈴木宏治委員 ぜひ黒字化していただいて、市民サービスの向上していただければと思います。ありがとうございます。

○坂本委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終結します。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終結します。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

執行部の皆様は御退席ください。

〔執行部退場〕

○坂本委員長 以上で、教育福祉委員会に付託になりました議案等の審査は終了いたしました。

ただいま御審査いただきました審査の結果については、今期定例会最終日に報告いたします。

なお、報告書の作成につきましては、正副委員長に御一任させていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 御異議なしと認めますので、正副委員長で作成させていただきたいと思えます。

○坂本委員長 その他ですが、何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 以上で教育福祉委員会を閉会させていただきます。

お疲れさまでした。

午前10時37分閉会